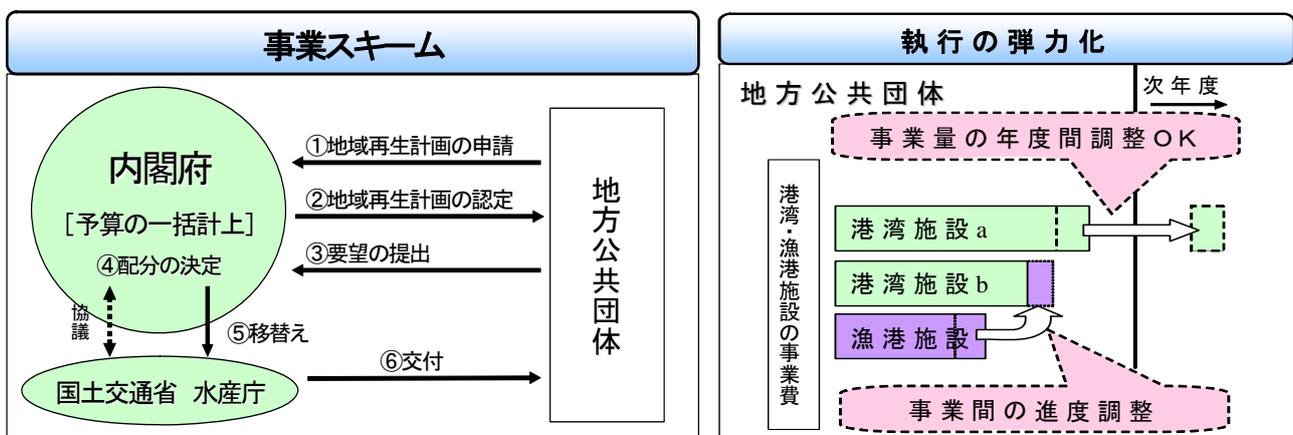


港整備交付金の概要

【交付金の概要】

- 地方公共団体は地域再生に資する **地方港湾・第一種漁港が連携した地域再生計画**を作成、内閣府に提出し、内閣府が認定。認定を受けた計画に対し交付金を交付
- 計画申請、要望等の手続はワンストップ窓口で一本化
- 予算は、**内閣府に一括計上**（執行は各事業官庁が実施。）
- 当該計画の範囲内で、事業量の年度間調整や港湾施設と漁港施設の間での進捗調整が可能（**執行の弾力化**）



【地方港湾と第一種漁港の連携した地域再生計画】



【効果】

- 地域での同一課題を、港湾事業と漁港事業とが連携して推進
- 地域の自主性や裁量性により、効率的な事業実施が可能